

令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北本市立学校以外の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「北本市立学校以外の学校」という。）に通学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者が負担すべき学校給食費に対し、臨時的な支援措置として令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に基づき保護者等が負担する経費をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し北本市立学校以外の学校に通学する児童等の保護者で、市内に住所を有し学校給食費を負担する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者その他学校給食費に関し全額給付を受ける者を除く。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、北本市立学校以外の学校に通学する児童等一人につき、当該児童等が令和5年4月から令和6年3月まで（令和5年8月を除く。）の期間（以下「対象期間」という。）における学校給食費の額（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律

第144号)第2条第1項の規定により学校給食費の全部又は一部を支弁されている場合にあっては、当該期間に係るその支弁額又は支給額を除いた学校給食費の額)とする。ただし、支援金の対象となる1月当たりの学校給食費の上限は、次に掲げる額とする。

(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に属する者 5, 175円

(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に属する者 5, 980円

2 前項の規定にかかわらず、対象期間における各月の1日(4月にあっては8日)において児童等又はその保護者が市内に住所を有していない場合にあっては、当該月の学校給食費は支援金の対象外とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 給食費支払い状況表(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、支援金の交付の可否を決定し、令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該交付対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場

合において、既に当該支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付決定者に対し、令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）北本市長

住所 北本市

保護者氏名

電話番号

令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

また、支援金の審査のため、北本市が私の住民基本台帳、生活保護費受給状況、その他必要な公簿の確認を行うことに同意します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 給食費対象児童等

児童等氏名	児童等住所	
	北本市	
北本市在住期間		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
学校名	学校所在地	学校電話番号
学校		

※児童等が 2 人以上の場合は、この用紙を追加してください。

※小学校：小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部

※中学校：中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部

- 3 添付文書
給食費支払い状況表（様式第 2 号）

様式第2号（第5条関係）

給食費支払い状況表

令和 年 月 日

（通学している学校長宛）

様

住所 北本市

保護者氏名

下記の給食費支払状況について証明をお願いします。

令和5年4月から令和6年3月までの給食費支払状況（予定を含む）

月	給食費(月合計額)	月	給食費(月合計額)	月	給食費(月合計額)
4月	円	5月	円	6月	円
7月	円	9月	円	10月	円
11月	円	12月	円	1月	円
2月	円	3月	円	合計	円

※特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき支給される奨励費を支給している場合は、奨励費を引いた額を記載

※児童等が2人以上の場合は、この用紙を追加してください。

学年	児童等氏名
----	-------

給食費の支払状況について、上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

学校名・学校長名	印
住所	
電話番号	

様式第3号(第5条関係)

令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付
(不交付)決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

北本市長



令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度北本市市外学校における学校給食費支援金については、次のとおり決定したので通知します。

交付可否	児童等氏名	対象期間	交付決定額
		令和 年 月 ～ 令和 年 月	円

備考

様式第 4 号 (第 6 条関係)

令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先) 北本市長

住所

保護者氏名

電話番号

令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり請求します。

請求額	円
-----	---

振込口座 (申請者である保護者の名義の口座に限ります)

金融機関名		銀行番号	
支店名		支店番号	
口座種別	当座 ・ 普通		
口座番号 (右詰)			
口座名義 (カタカナ)			

※上記の情報が記載してある通帳等の写しを添付してください。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金返還命
令書

第 号
令和 年 月 日

様

北本市長



令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱第 7 条
の規定により次のとおり返還を命ずる。

交付金の名称	令和 5 年度北本市市外学校における学校給食費支援金
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助金等の交付決定額	円